(総則関係)

〇消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

第二条 この法律の用語は左の例による。

- ② 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。
- ③ (略)
- ④ 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- $(5)\sim(9)$ (略)

〇消防法施行令(昭和36年政令第37号)

第一条の二 (略)

2 法第八条第一項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうちに別表第一(一)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。この場合において、当該異なる二以上の用途のうちに、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分がその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

3 • 4 (略)

別表第一

(一) ~ (四)	(略)
(五)	<u>イ</u> 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	<u>ロ</u> 寄宿舎、下宿又は <u>共同住宅</u>
(六) ~ (十五)	(略)
(十六)	<u>イ</u> 複合用途防火対象物*1 のうち、その一部が (一) 項から (四) 項まで、(五)
	項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているも
	<u>o</u>
	ローイに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二) ~ (二十)	(略)

備考

一 二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(一)項から(十五)までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

二~四 (略)

^{*1} 防火対象物で政令 (消防法施行令第一条の二) で定める二以上の用途に供されるもの

〇令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて(昭和50年消防予第41号・消防安第41号)

消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。) 第1条の2第2項後段の規定の解釈及 び運用に関し、令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲については、下 記の基準により運用されることが適当ですので、その運用に遺憾のないよう配慮をされるとともに、都 道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いします。

なお、この通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 消防法施行令(以下「令」という。)第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。
 - (1) (2) (略)
- 2 <u>一般住宅</u>(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。) <u>の用途に供される部分が存する防火対象物については、</u>前記1によるほか、<u>次により取り扱う</u> ものであること。
 - (1) <u>令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。</u>
 - (2) <u>令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は</u>令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計がりも小さく、かつ、<u>当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火</u>対象物に該当するものであること。
 - (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

【消防用設備等関係—総則】

〇消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

- 第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物 その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水 及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。
- ②•③ (略)

〇消防法施行令(昭和36年政令第37号)

第二章 消防用設備等

第一節 防火対象物の指定

第六条 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。

第二節 種類

- 第七条 <u>法第十七条第一項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備</u> とする。
- 2 <u>前項の消火設備は、</u>水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備であつて、<u>次に掲げる</u> ものとする。
 - 一 消火器及び次に掲げる簡易消火用具
 - イ~ニ (略)
 - 二~十 (略)
- 3 **第一項の警報設備は、**火災の発生を報知する機械器具又は設備であつて、**次に掲げるものとする**。
 - 一 自動火災報知設備
 - 一の二~四 (略)
- 4 <u>第一項の避難設備は、</u>火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備であって、次に掲げるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 誘導灯及び誘導標識
- $5 \sim 7$ (略)

第三節 設置及び維持の技術上の基準 第一款 通則

第九条 <u>別表第一(十六)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項</u>((十六)項から(二十)項までを除く。)<u>の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節</u>(第十二条第一項第三号及び第十号から第十二号まで、第二十一条第一項第三号、第七号、第十号及び第十四号、第二十一条の二第一項第五号、第二十二条第一項第六号及び第七号、第二十四条第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号、第二十五条第一項第五号並びに第二十六条を除く。)<u>の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす</u>。

第八款 雑則

第三十二条 <u>この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、</u>防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、<u>この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。</u>

【消防用設備等関係—消火器】

〇消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)

第二章 消防用設備等 第三節 設置及び維持の技術上の基準 第二款 消火設備に関する基準

- 第十条 <u>消火器</u>又は簡易消火用具(以下「消火器具」という。)<u>は、次に掲げる防火対象物又はその部</u> 分に設置するものとする。
 - 一 (略)
 - 二 <u>別表第一</u>(一)項ロ、(三)項から<u>(五)項</u>まで、(六)項イ、ハ及び二、(九)項並びに(十二)項から(十四)項まで<u>に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの</u>三〜五 (略)
- 2·3 (略)

【消防用設備等関係—自動火災報知設備】

〇消防法施行令(昭和36年政令第37号)

第二章 消防用設備等 第三節 設置及び維持の技術上の基準 第三款 警報設備に関する基準

- 第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。
 - 一 次に掲げる防火対象物
 - イ <u>別表第一</u>(二)項ニ、<u>(五)項イ</u>、(六)項ロ、(十三)項ロ及び(十七)項<u>に掲げる防火対象</u> 物
 - 口 (略)
 - 二 (略)
 - 三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの
 - イ <u>別表第一</u>(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、<u>(十六)項イ</u>及び (十六の二)項**に掲げる防火対象物**
 - 口 (略)
 - 四 <u>別表第一(五)項口</u>、(七)項、(八)項、(九)項口、(十)項、(十二)項、(十三)項イ及び(十四)項<u>に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの</u>

五~十五 (略)

2 • 3 (略)

〇消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

第二十三条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 感知器は、次に掲げる部分以外の部分で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。 イ〜ホ (略)
 - へ 小規模特定用途複合防火対象物**²(令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。)の 部分(同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)のうち、 次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途 以外の用途に供される部分及び同表各項((十三)項口及び(十六)項から(二十)項までを除 く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積(その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が五百平方メートル未満(同表(十一)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満)であるもの
 - (イ) 令別表第一(二)項二、(五)項イ及び(六)項口に掲げる防火対象物
 - (口) (略)

二~九 (略)

 $5 \sim 9$ (略)

^{*2} 令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるもの

- 第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。
 - 一 (略)
 - 一の二 <u>火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区</u> 音響装置又は発信機を設ける場合は、次に定めるところによること。
 - イ 感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信 し、又は受信することができる位置に設けること。
 - ロ 受信機において感知器、中継器、地区音響装置又は発信機(第三号イ及び第四号ニにおいて「感知器等」という。)から発信される信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。
 - 二~九 (略)

【消防用設備等関係—誘導灯】

〇消防法施行令(昭和36年政令第37号)

第二章 消防用設備等 第三節 設置及び維持の技術上の基準 第四款 避難設備に関する基準

- 第二十六条 <u>誘導灯及び誘導標識は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める防火対象物又は</u> <u>その部分に設置するものとする。ただし、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるも</u> のについては、この限りでない。
 - 一 <u>避難口誘導灯</u> <u>別表第一</u> (一) 項から (四) 項まで、<u>(五) 項イ、</u>(六) 項、(九) 項、<u>(十六) 項</u> <u>イ</u>、(十六の二) 項及び (十六の三) 項に掲げる防火対象物並びに同表 (五) 項口、(七) 項、(八) 項、(十) 項から (十五) 項まで及び (十六) 項口に掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階 以上の部分
 - 二 <u>通路誘導灯 別表第一</u>(一)項から(四)項まで、<u>(五)項イ、</u>(六)項、(九)項、<u>(十六)項イ</u>、 (十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに同表(五)項ロ、(七)項、(八)項、 (十)項から(十五)項まで及び(十六)項ロに掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上 の部分
 - 三 (略)
 - 四 誘導標識 別表第一(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物
- 2 (略)
- 3 第一項第四号に掲げる防火対象物又はその部分に避難口誘導灯又は通路誘導灯を前項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、第一項の規定にかかわらず、これらの誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。

〇消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

- 第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、 次の各号に定める部分とする。
 - 一 令別表第一(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(避難階(無窓階を除く。以下この号及び次項第一号において同じ。)にあつては次条第三項第一号イに掲げる避難口、避難階以外の階(地階及び無窓階を除く。以下この条において同じ。)にあつては同号口に掲げる避難口をいう。以下この条において同じ。)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては二十メートル以下、避難階以外の階にあつては十メートル以下であるもの
 - 二~四 (略)
 - 五 前各号に掲げるもののほか、<u>小規模特定用途複合防火対象物</u>(令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)**の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分**
- 2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定め る部分とする。
 - 一 令別表第一(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該<u>避難口に至る歩行距離が避難階にあつては四十メートル以下、避難階以外の階にあつては三十メートル以下であるもの</u>
 - 二•三 (略)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物 (令別表第一(一)項から(四)項 まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存

しないものを除く。) の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

五 (略)

3 (略)

第二十八条の三 (略)

- 3 避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに、次の各号に定めるところにより、設置しなければならない。
 - 一 避難口誘導灯は、次のイから二までに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
 - イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)
 - ロ 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)
 - ハ イ又は口に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(**室内の各部分から容易に避難** することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。)
 - 二 イ又は口に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む。)がある場所(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。)
 - 二 通路誘導灯は、廊下又は通路のうち次のイからハまでに掲げる箇所に設けること。

イ 曲り角

- ロ 前号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
- ハ イ及びロのほか、廊下又は通路の各部分(避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。)を通路 誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

○誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)

第三 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件

- 一 (略)
- 二 規則第二十八条の三第三項第一号ハの消防庁長官が定める居室は、室内の各部分から当該居室の 出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、**床面積が百平方メートル**(主とし て防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、四百平方メ ートル)**以下であるもの**とする。

○民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について (平成 19 年消防 予第 17 号)

従来、農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用については「農家 民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(平成16年消防予第234号)に 定められておりましたが、この度、構造改革特区(第9次提案)において、「武家屋敷を活用した民宿 における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応」に係る要望が提出されたことに伴い、 下記の要件を満たす防火対象物については、消防法施行令 「昭和36年政令第37号。以下「令」とい う。)第32条を適用し、その特例を認めて差し支えないこととしたので通知します。

これに伴い、「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(平成16年消防予第234号)は、廃止します。各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村に対してもこの旨周知されますよう、お願いします。

なお、この通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 特例基準を適用できる防火対象物

<u>従来、住宅の用に供されていた家屋であって、</u>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業<u>そ</u>の他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると消防長又は消防署長が認めるものとする。

第2 特例基準を適用できる消防用設備等

- 1 「誘導灯」及び「誘導標識」
- 2 「消防機関へ通報する火災報知設備」

第3 特例基準の要件及び内容

1 「誘導灯」及び「誘導標識」について

第1に適合する防火対象物 (以下「民宿等」という。) <u>の避難階</u> (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第13条の3第1項) <u>において、以下の(1)から(3)までの条件のすべてに該当する場合には、</u>令第26条の規定にかかわらず、<u>当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない</u>ものとする。

- (1) 次の①又は②に該当すること。
 - ① 各客室から直接外部に容易に避難できること。
 - ② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等**簡明な経路により容易に避難口まで避難できる**こと。
- (2) 民宿等の外に避難した者が、<u>当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場</u> 所へ避難できること。
- (3) 民宿等において、その<u>従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしている</u> こと。

2 (略)

第4 特例基準の適用にあたっての留意事項

- 1 第1に定める「適切な防火管理が行われている」とは、次に掲げる措置等が講じられていること。
 - (1) 可燃物が多量に収容されていないこと。
 - (2) 火気の使用及び管理が適切に行われていること。
 - (3) 避難上必要な施設等の管理が適切に行われていること。
- 2 第3、1 (1) ①の要件である<u>「直接外部に容易に避難ができること」とは、すべての客室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう</u>。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該建物に不案内な宿泊者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。
- 3 第3、1(1)②の要件である<u>「夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること」とは、当該建物の宿泊者が各客室から廊下又は通路に出た際に、避難口を容易に見とおし、かつ、識別</u>することができる必要があり、各客室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。

【防炎関係】

〇消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

第八条の三 高層建築物^{*3} 若しくは地下街又は劇場、キャバレー、<u>旅館</u>、病院<u>その他の政令で定める防火対象物において使用する防炎対象物品</u>(どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。)<u>は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない</u>。

 $2\sim5$ (略)

○消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)

- 第四条の三 <u>法第八条の三第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一</u>(一)項から(四)項まで、 <u>(五)項イ</u>、(六)項、(九)項イ、(十二)項ロ及び(十六の三)項<u>に掲げる防火対象物</u>(次項において「防炎防火対象物」という。)並びに工事中の建築物その他の工作物(総務省令で定めるものを除く。)とする。
- 2 別表第一(十六)項に掲げる防火対象物の部分で前項の防炎防火対象物の用途のいずれかに該当す る用途に供されるものは、同項の規定の適用については、当該用途に供される一の防炎防火対象物と みなす。
- 3 法第八条の三第一項の政令で定める物品は、カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゆうたん等(じゅうたん、毛せんその他の床敷物で総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、展示用の合板、どん帳その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板並びに工事用シートとする。
- 4 5 (略)

【住宅用防災警報器関係】

〇消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

- 第九条の二 住宅の用途に供される防火対象物 (その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。) **の関係者は、**次項の規定による住宅用防災機器(住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。) の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。
- ② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

〇消防法施行令(昭和36年政令第37号)

- 第五条の六 法第九条の二第一項の住宅用防災機器として政令で定める機械器具又は設備は、次に掲げ <u>るもののいずれか</u>であつて、その形状、構造、材質及び性能が総務省令で定める技術上の規格に適合 するものとする。
 - 一 <u>住宅用防災警報器</u>(住宅(法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。) における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。次条及び第三十七条 第七号において同じ。)
 - 二 住宅用防災報知設備(住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備(その部分であつて、法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で第三十七条第四号から第六号までに掲げるものに該当するものについては、これらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に適合するものに限る。)をいう。次条において同じ。)